

下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会
平成30年度報告書

平成31年3月

国土交通省
水管理・国土保全局下水道部

- I. 検討会の目的と開催概要
 - 1. 検討会設置の背景と目的
 - 2. 検討会の開催概要
 - 3. 民間セクター分科会設置の背景と目的
 - 4. 民間セクター分科会の開催概要
- II. 検討会の参加自治体
- III. 政府の方針
- IV. 平成30年度発表事例の紹介
 - 1. 平成30年度検討会 発表事例一覧
 - 2. 平成30年度発表事例 方式ごとの個別事例の紹介(事例詳細)
- V. 今後の新たなPPP/PFI事業の推進に向けて
- VI. 各都市担当者の意見

I. 検討会の目的と開催概要

1. 検討会設置の背景と目的
2. 検討会の開催概要
3. 民間セクター分科会設置の背景と目的
4. 民間セクター分科会の開催概要

I. 1. 検討会設置の背景と目的

第1回検討会(平成27年10月8日)資料2より

【背景】

地方公共団体が運営している下水道事業において、執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準をいかに持続的に確保していくかが今後の課題である。

この課題に対し、多様なPPP/PFI手法の導入が解決策の一つとなる。例えば、維持管理や更新を包括的に民間に委ねることで、スケールメリットによるコストダウンを実現するとともに、地方公共団体はモニタリングやトータルマネジメント等の管理者業務に専念しサービス水準を確保する等が期待できる。さらには、地元企業を含めた民間の安定的な事業機会の創出も期待できる。

特に下水道分野では、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP/PFIの活用を検討すべきであると指摘されている。

一方、維持管理と更新を包括的に委ねる等の新たなPPP/PFI手法の導入に際しては、事業スキームのほか、公平性・透明性の確保、関係者の合意形成の進め方など、検討すべき課題があることがこれまでの先行事例での検討から明らかになってきている。

【目的】

モデル都市におけるPPP/PFI導入の検討を通じ、背景に示されているような課題について検討し、その知見を今後PPP/PFI事業の導入を検討する地方公共団体と共有し、もって、下水道におけるPPP/PFI事業が促進されることを目的とする。

I. 2. 平成30年度 検討会開催概要

検討会	日時	場所	参加自治体数	議題	記載ページ
第15回	平成30年 5月28日(火) 14:00-17:00	日本下水道協会	48	(1) 下水道のPPP/PFIに関する最近の動き(国土交通省) (2) 宮城県上工下水一体官民連携運営(みやぎ型管理運営方式)について(宮城県) (3) 東京都の下水道事業における施設運営手法の検討について(東京都) (4) 横浜市の下水道事業におけるPFI事業について(神奈川県横浜市)	P.3
第16回	平成30年 8月2日(木) 14:00-17:00	大手町パークビルディング	53	(1) 内閣府からの情報提供(内閣府) (2) 国土交通省からの情報提供(国土交通省) (3) 津幡町における官民連携等の検討(石川県津幡町) (4) 大阪市におけるPPP/PFIの取り組み(大阪府大阪市)	P.4
第17回	平成30年 12月20日(木) 14:00-17:00	TKP東京駅大手町カンファレンスセンター	58	(1) 官民連携に係る最近の動向(国土交通省) (2) 北九州市の官民出資会社の取組み(福岡県北九州市) (3) 下水道管路の包括的民間委託の導入(千葉県柏市) (4) 大阪府流域下水道事業における自主財源確保の取組み(大阪府) (5) 下水道分野におけるPFI/コンセッション推進の取組み(PFI推進機構)	P.4
第18回	平成31年 3月14日(木) 14:00-17:10	大手センタービル	60	(1) 官民連携に係る最近の動向について(国土交通省) (2) 富士市下水道事業における官民連携の取組について(静岡県富士市) (3) 奈良市における官民連携事業の取り組みについて(奈良県奈良市) (4) なぜ豊田市は管路包括民間委託を一年で導入できたのか?(愛知県豊田市) (5) 大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業の取組について(岩手県大船渡市)	P.5

I. 2. 第15回検討会開催概要

日 時： 平成30年5月28日(火) 14:00～17:00
場 所： 東京都千代田区内神田2-10-12 公益社団法人日本下水道協会
参加団体： (48自治体+3オブザーバー)

宮城県*1、村田町、秋田県、秋田市、酒田市、福島県、福島市、いわき市、水戸市、宇都宮市、佐野市、埼玉県、千葉市、船橋市、柏市、東京都*1、小平市、多摩市、横浜市*1、小田原市、三浦市、金沢市、小松市、加賀市、津幡町、浜松市、富士市、名古屋市、豊田市、滋賀県、大津市、大阪市、堺市、河内長野市、大阪狭山市、神戸市、姫路市、奈良市、和歌山県、和歌山市、広島市、宇部市、周南市、松山市、須崎市、香美市、北九州市、熊本市、日本下水道協会*2、日本下水道事業団*2、民間資金等活用事業推進機構*2

*1：発表自治体 *2：オブザーバー

議 題：

- (1) 下水道のPPP/PFIに関する最近の動き(国土交通省)
- (2) 宮城県上工下水一体官民連携運営(みやぎ型管理運営方式)について(宮城県)
- (3) 東京都の下水道事業における施設運営手法の検討について(東京都)
- (4) 横浜市の下水道事業におけるPFI事業について(神奈川県横浜市)

発表概要：

- < 宮城県上工下水一体官民連携運営(みやぎ型管理運営方式)について(宮城県) >
 - 現状の業務委託は、短期・小規模・限定的であり、更なる民間活力の導入が必要。
 - みやぎ型管理運営方式の目的は、県が3事業の最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、3事業を一体として民間の力を最大限活用することにより、経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を図ること。
 - コンセッションにより維持管理費用を抑制することで料金上昇の抑制を図る。また、民間資金の活用により企業債の発行を抑制し、経営安定化を図る。
- < 東京都の下水道事業における施設運営手法の検討について(東京都) >
 - 事業運営体制については、東京都下水道局と三セクである監理団体(TGS)、民間事業者の三者が役割分担し、それぞれの特性を活かし連携して事業運営を行ってきた。
 - 今後、下水道局と監理団体との役割分担の見直しと併せて、直営や現状の業務委託も含め、包括的民間委託やコンセッション方式などの様々な施設運営手法について、経済性だけでなく、安定的なサービスの提供という観点も重視し、幅広く検討していく。
- < 横浜市の下水道事業における PFI 事業について(神奈川県横浜市) >
 - 横浜市全体では、建設・運営期間中の PFI 事業が 12 件ある。うち、下水道分野は 4 件。
 - 汚泥処理有効利用事業における PFI の事例においては、6.1%(約 18 億円)の VFM に加え、CO2 の削減、循環型社会構築への貢献・安定的な事業運営の効果が期待される。
 - PFI 事業における課題として、自治体・事業者の負担感や地元中小企業の参入に関する課題、適正な運営確保などがあるが、資料で示すようなそれぞれの対応を行っている。

I. 2. 第16回検討会開催概要

日 時： 平成30年8月2日(木) 14:00～17:00

場 所： 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング15Fセミナールーム

参加団体： (53自治体+3オブザーバー)

札幌市、岩手町、宮城県、仙台市、白石市、蔵王町、村田町、秋田県、秋田市、酒田市、いわき市、水戸市、宇都宮市、佐野市、小山市、埼玉県、千葉市、市川市、柏市、東京都、武蔵野市、多摩市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、三浦市、新潟市、南魚沼市、胎内市、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、津幡町*1、瑞穂市、静岡市、富士市、津市、大津市、大阪市*1、堺市、河内長野市、神戸市、和歌山県、和歌山市、島根県、宇部市、周南市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市、日本下水道協会*2、日本下水道事業団*2、民間資金等活用事業推進機構*2

*1：発表自治体 *2：オブザーバー

議 題：

- (1) 内閣府からの情報提供 (内閣府)
- (2) 国土交通省からの情報提供 (国土交通省)
- (3) 津幡町における官民連携等の検討 (石川県津幡町)
- (4) 大阪市におけるPPP/PFIの取り組み (大阪府大阪市)

発表概要：

< 津幡町における官民連携等の検討 (石川県津幡町) >

- 津幡町においては今後の人口減少に伴う市場規模の縮小に対応して収益を確保していくとともに、市職員の負担軽減のために業務を効率化していくことが必要。
- 津幡町では第一段階として単独での包括的民間委託を想定している。第二段階では、隣接するかほく市や内灘町、金沢市を含めた広域連携を検討する。
- 上記 4 自治体を含む石川中央都市圏において、上下水道関係者が連携して事業基盤の強化に取り組む動きが始まっている。

< 大阪市における PPP/PFI の取り組み (大阪府大阪市) >

- 大阪市においては昭和 40 年代に急速に下水道整備を行っており、近年では老朽施設が急増していることから、近い将来の更新資金の需要増が見込まれる。
- 平成 28 年 7 月にクリアウォーター-OSAKA(株)を設立し、平成 29 年度より 5 年間、市内全域の下水道施設の運転維持管理、ユーティリティ調達、小規模単純更新について同社への包括的民間委託を行っている。
- コンセッション方式の導入については、長期の安定的な財源の確保及び行政と運営権者のリスク分担の明確化が課題と考えている。

I. 2. 第17回検討会開催概要

日 時： 平成30年12月20日(木) 14:00～17:00

場 所： 東京都千代田区大手町1-8-1 TKP東京駅大手町カンファレンスセンター

参加団体： (58自治体+3オブザーバー)

岩手町、宮城県、仙台市、蔵王町、秋田県、秋田市、酒田市、福島県、いわき市、会津坂下町、宇都宮市、小山市、埼玉県、さいたま市、千葉市、習志野市、柏市*1、東京都、武蔵野市、横浜市、川崎市、藤沢市、小田原市、三浦市、新潟市、十日町市、南魚沼市、胎内市、富山市、黒部市、金沢市、小松市、加賀市、津幡町、瑞穂市、浜松市、富士市、名古屋市、岡崎市、豊田市、津市、大津市、大阪市*1、大阪市、堺市、河内長野市、大阪狭山市、神戸市、奈良市、和歌山県、岡山市、赤磐市、宇部市、周南市、松山市、高知市、北九州市*1、熊本市、日本下水道協会*2、日本下水道事業団*2、民間資金等活用事業推進機構*1 *2

*1：発表団体 *2：オブザーバー

議 題：

- (1) 官民連携に係る最近の動向 (国土交通省)
- (2) 北九州市の官民出資会社の取組み (福岡県北九州市)
- (3) 下水道管路の包括的民間委託の導入 (千葉県柏市)
- (4) 大阪府流域下水道事業における自主財源確保の取組み (大阪府)
- (5) 下水道分野におけるPFI/コンセッション推進の取組み (PFI推進機構)

発表概要：

< 北九州市の官民出資会社の取組み (福岡県北九州市) >

- 北九州市では、5つある処理場の中央操作及び施設整備については現在民間委託を実施しており、その多くを北九州市と民間企業の共同出資により設立された株式会社北九州ウォーターサービス(KWS)に特命随意契約で委託している。
- KWSは、北九州市の上下水道事業を支える「市内事業」、近隣事業体を支援する「広域事業」及び北九州市の海外水ビジネスを支援する「海外事業」の3つを事業領域として、上下水道事業の持続と発展に向けた支援を行っている。

< 下水道管路の包括的民間委託の導入 (千葉県柏市) >

- 柏市では、管路施設の老朽化が進み、これまでの維持管理費や建設費に加え、老朽化対策のための新たな予算と業務(予防保全型維持管理体制への移行)の増加に伴う人員不足及び予算不足が発生している。この状況に対応するべく、仕様発注方式(点検・調査業務)と性能発注方式(改築業務)を組み合わせた事業スキームによる管路包括事業を実施している。

< 大阪府流域下水道事業における自主財源確保の取組み (大阪府) >

- 大阪府の流域下水道事業は、事業開始から50年が経過し、機械電気設備の老朽化が顕在化、改築更新事業費及び維持管理費(補修費)が大きく増加している。さらに、今後本格的な人口減少期の到来及びそれに伴う使用料収入減少が想定される中、自主財源の確保に向け太陽光発電(メガソーラー)の導入および処理場施設・事業用地の有効利用を行っている。

I. 2. 第18回検討会開催概要

日 時： 平成31年3月14日(木) 14:00～17:10
場 所： 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル2F
参加団体： (60自治体+3オブザーバー)

大船渡市*1、岩手町、宮城県、仙台市、角田市、岩沼市、蔵王町、秋田県、秋田市、鶴岡市、酒田市、いわき市、宇都宮市、館林市、埼玉県、さいたま市、千葉市、習志野市、柏市、東京都、武蔵野市、横浜市、川崎市、小田原市、藤沢市、南魚沼市、黒部市、金沢市、小松市、加賀市、津幡町、岐阜県、瑞穂市、静岡県、富士市*1、愛知県、豊田市、三重県、大津市、大阪府、大阪市、堺市、河内長野市、神戸市、奈良市*1、島根県、岡山市、赤磐市、宇部市、周南市、高知県、須崎市、福岡県、北九州市、大牟田市、熊本県、熊本市、山鹿市、荒尾市、大分県、日本下水道協会*2、日本下水道事業団*2、民間資金等活用事業推進機構*2

議 題：

*1：発表自治体 *2：オブザーバー

- (1) 官民連携に係る最近の動向について(国土交通省)
- (2) 富士市下水道事業における官民連携の取組について(静岡県富士市)
- (3) 奈良市における官民連携事業の取組について(奈良県奈良市)
- (4) なぜ豊田市は管路包括民間委託を1年で導入できたのか？(愛知県豊田市)
- (5) 大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業の取組について(岩手県大船渡市)

発表概要：

< 富士市下水道事業における官民連携の取組について(静岡県富士市) >

- 処理場および管路施設を一体的に捉え、戦略的な維持管理を目指すため5年間の処理場・管路一括発注による包括的民間委託を実施。
- 診断技術の導入による適切な健全度把握を期待し、2017年より東京電力PGと共同検討を実施。

< 奈良市における官民連携事業の取組について(奈良県奈良市) >

- 維持管理の効率化、サービスレベルの向上並びに発生対応型から予防保全型維持管理への転換を目的とし、包括的民間委託を実施。
- 業務内容が上下水を含め多岐にわたるため、各維持管理業務等を一元的に統括管理する統括管理業務を含め委託。
- ICT導入やAIの利用などにデータを活用するには、実際に現場で作業を行っている事業者とともにデータの蓄積方法やシステムについて検討する必要がある。

< なぜ豊田市は管路包括民間委託を1年で導入できたのか？(愛知県豊田市) >

- 検討開始から契約締結までをわずか1年で行うことが可能であった理由として、先進自治体への視察やPPP/PFI検討会に参加したこと、ネットワーク構築ができたこと、事業範囲を限定的にしたこと、民間企業の理解が得られたことなどが挙げられる。
- 仕様書等の作成に当たりコンサルに委託せず、ガイドラインや他自治体の例を参考に直営で作成。

< 大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業の取組について(岩手県大船渡市) >

- 通常の維持管理業務に加え、施設改良(設計・施工)業務を事業範囲に加えた5年間の包括的民間委託を実施。
- 新方式の導入効果については、定性効果として、流入汚水量の増加に対応するための処理系列の増設が不要となったこと。また、定量効果として、5年間で施設整備費は約27億円、維持管理費は約6千万円の削減が見込まれる。

I. 3. 民間セクター分科会設置の背景と目的

第1回民間セクター分科会(平成29年7月4日)資料1より

【背景】

下水道事業において、地方公共団体の執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準をいかに確保していくかが喫緊の課題である。

このような課題に対し、未来投資会議や経済財政諮問会議など政府の主要会議でも、コンセッション方式を含む多様なPPP/PFI手法の導入や広域化を推進するために数多く議論がなされている。さらに、経協インフラ戦略会議などにおいて、日本の質の高い下水道インフラ等の海外輸出を行い、我が国の経済成長の促進を行うべきとの提言もなされており、下水道事業での民間企業の事業機会の創出についても期待が高まっている。

国土交通省では、これまで地方公共団体向けの検討会を通じて、PPP/PFI手法の知見やノウハウの共有を行っており、PPP/PFI事業を具体的に検討する地方公共団体数の増加など一定の成果が得られたところである。今後は、民間企業の国内外での積極的な事業展開も見据え、コンセッション方式を含む多様なPPP/PFI事業に取り組む際の課題等について整理する必要がある。

【目的】

下水道事業に携わる、あるいは関心のある民間企業がコンセッション方式などのPPP/PFI手法を推進する際に課題となる事項や解決方策に対して具体的な検討を行い、下水道事業において更なる官民連携が促進されることを目的として、民間セクター分科会を設置する。

I. 4. 平成30年度 民間セクター分科会開催概要

分科会	日時	場所	参加 法人数	議題	記載 ページ
第3回	平成31年 2月15日(金) 14:00-16:00	TKP虎ノ門駅前カン ファレンスセンター	11	(1) 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向 (2) 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関する ガイドラインの概要 (3) その他	P.6

I. 4. 第3回民間セクター分科会開催概要

日 時： 平成31年2月15日(金) 14:00～16:00
場 所： 東京都港区虎ノ門1-4-3 TKP虎ノ門駅前カンファレンスセンター ホール3A

議 題：
(1) 下水道分野におけるPPP/PFIを含む政府の最新動向
(2) 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドラインの概要
(3) その他

参加団体の主な意見：

- 「げすいの窓口」などに寄せられる相談・質問等を公表して欲しい。民間事業者として地方公共団体の抱える課題に対して、よりの確な課題解決支援が可能になるのではないか。
- 処理場に係る官民連携手法の活用は包括的民間委託等を含め進みつつあるが、管路に係る対応策も検討していく必要があると考えている。
- 民間サウンディング調査において、案件の初期段階や熟度が低い段階で官民連携手法を活用した際の費用算出を依頼される場合があるが、その時点の情報量等を考えると難しく、さらに将来の入札価格に係る内容については回答が難しいと考える。
- 官民連携事業における会計検査への対応を不安視している地方公共団体が見受けられ、会計検査受検に係る情報発信等があると、安心して官民連携手法の導入を進められると考えられる。
- 複数年で実施する官民連携事業でも、交付金は単年度単位での配賦のため、民間で工事の合理化を計画しても、地方公共団体の予算と合わず難しい場合がある。複数年で自由に予算執行が可能であれば民間としても工夫の可能性が広がると考えられる。
- 下水管きよへのし尿受入にあたって、規制に適合させるために水での希釈を検討している事例があるが、柔軟な対応が可能となるよう現行規制の緩和を検討して欲しい。
- 放流水質等の規制に関して、人口減少の影響等もあり規制値に対して余裕を含んだ水質で処理水を放流している。今後、そのような既存施設の評価を踏まえた上で設計が見直されることになるが、水質の規制値についても放流水質の実績を踏まえて検討されたい。また、運転管理の観点から、例えば一時的な規制値の超過は許容するなど、チャレンジ可能な規制値により、コスト削減の可能性が広がるかもしれない。
- 空港や道路コンセッション事業では、付帯事業による収益拡大はイメージし易いが、下水道事業においては、下水道に係る企業はまず安全管理が重要であること、また上部空間をオフィスビル等で活用する場合には上部空間の収益事業実施のための工事が下水道施設単体のコスト削減と両立しない場合があることなど、苦慮している点もある。
- PPP/PFI導入を検討するにあたっては、スキームや資金の流れが重視されるが、現行の管理状況からどれだけ工夫の余地があるかなど、技術的な観点からもしっかり検討することが重要。

**(参考) 下水道事業における広域化・官民連携・革新的技術(B-DASH)に関する説明会
(下水道キャラバン)**

1 目的

- 下水道施設を効率的に維持管理し、下水道事業の持続可能性を確保していくことが喫緊の課題。
- 当該課題を解決するための有効な手段となる取組等について、各地方公共団体において実践することを推進するため、全国8ブロックにおいて、下水道キャラバンを展開。

2 実施状況 ※出席者は地方公共団体職員

全国8カ所において開催し、合計416団体、678名が参加。

3 テーマ 本省発表、取組地方公共団体の事例発表

- 広域化・共同化…下水道の広域化・共同化に関する制度や連携手法、取組事例等
- 官民連携…下水道事業における官民連携手法、取組事例等
- B-DASH…ガイドライン化された革新的技術の内容や導入メリット

4 発表地方公共団体 発表資料は国交省下水道部HPに掲載

- 広域化・共同化…埼玉県、金沢市、富田林市、静岡県、宮城県、北九州市、松山市、矢掛町
- 官民連携…東京都、横浜市、黒部市、津幡町、奈良市、浜松市、富士市、酒田市、大分市、須崎市、周南市
- B-DASH…埼玉県、秦野市、小松市、京都府、神戸市、愛知県、豊田市、秋田県、福岡県、熊本市、高知市、須崎市、広島市

5 検討会資料等の公表

下水道キャラバンの各発表資料については、[国交省HPで公表中](#)

下水道 キャラバン ×

URL:

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000550.html

(参考) 下水道事業における広域化・官民連携・革新的技術(B-DASH)に関する説明会 発表内容

分野	地方公共団体	テーマ	分野	地方公共団体	テーマ	
官民連携	東京都	東京都の下水道事業における施設運営手法の検討について	B-DASH	埼玉県	高効率固液分離技術と二点DO制御技術を用いた省エネ型水処理技術	
	横浜市	横浜市の下水道事業におけるPFI事業について		秦野市	自己熱再生型ヒートポンプ式高効率下水汚泥乾燥技術実証研究	
	黒部市	PFIを活用した黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用事業		小松市	超高効率固液分離技術の採用について	
	津幡町	津幡町における官民連携の検討		京都府	B-DASH技術を活用した下水道圧送管路の調査事例紹介	
	奈良市	奈良市における官民連携事業の取り組み状況について		神戸市	こうべバイオガスの現状 新型バイオガス精製システムの展開	
	浜松市	浜松市における下水道事業へのコンセッション方式導入について		愛知県	矢作川浄化センターにおけるB-DASH実証技術の採用について	
	富士市	富士市における官民連携の取り組みについて		豊田市	豊田市駅市街地再開発事業における下水熱利用について	
	酒田市	酒田市における官民連携の取組について		秋田県	秋田臨海処理センターにおける超高効率固液分離技術の採用について	
	大分市	大分市における官民連携に取組について		福岡県	福岡県におけるB-DASH事例	
	須崎市	公共下水道施設等運営事業の検討経緯		熊本市	下水道事業における革新的技術(B-DASH)の事例紹介	
	周南市	徳山中央浄化センター再構築事業		高知市	無曝気循環式水処理技術	
	広域化・共同化	埼玉県		埼玉県流域下水道を核とした下水汚泥の共同処理化	須崎市	DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術
		金沢市		石川県中央都市圏における上下水道の広域連携	広島市	広島市下水道局のB-DASH事業について
富田林市		南河内4市町村下水道事務の広域共同化				
静岡県		静岡県における広域化・共同化に向けた取組み				
宮城県		宮城県における下水道事業の広域化・共同化				
北九州市		連携中核都市圏における広域連携の検討				
松山市		行政界を超えた効率的な下水道整備				

Ⅱ. 検討会の参加自治体

検討会の参加自治体一覧(全108団体)

※平成30年度新規参加自治体は下線

地整等	都道府県	自治体数	参加自治体名	地整等	都道府県	自治体数	参加自治体名
北海道	北海道	1	札幌市	近畿	福井県	-	-
東北	青森県	-	-	滋賀県	2	滋賀県、大津市	
	岩手県	2	大船渡市、岩手町	京都府	2	京都市、宇治市	
	宮城県	8	宮城県、 <u>仙台市</u> 、白石市、角田市、岩沼市、蔵王町、村田町、山元町	大阪府	8	大阪府、大阪市、堺市、守口市、富田林市、河内長野市、藤井寺市、大阪狭山市	
	秋田県	2	秋田県、秋田市	兵庫県	5	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、上郡町	
	山形県	2	鶴岡市、酒田市	奈良県	1	奈良市	
	福島県	4	福島県、 <u>福島市</u> 、いわき市、会津坂下町	和歌山県	2	和歌山県、和歌山市	
	関東	茨城県	1	水戸市	中国	鳥取県	-
栃木県		3	宇都宮市、佐野市、 <u>小山市</u>	鳥根県	1	鳥根県	
群馬県		1	<u>館林市</u>	岡山県	2	岡山市、赤磐市	
埼玉県		2	埼玉県、 <u>さいたま市</u>	広島県	1	広島市	
千葉県		5	千葉市、 <u>市川市</u> 、船橋市、習志野市、柏市	山口県	2	宇部市、周南市	
東京都		4	東京都、 <u>武蔵野市</u> 、小平市、多摩市	四国	徳島県	-	-
神奈川県		6	横浜市、川崎市、 <u>相模原市</u> 、藤沢市、小田原市、三浦市	香川県	-	-	
山梨県		-	-	愛媛県	1	松山市	
長野県		1	塩尻市	高知県	4	高知県、高知市、須崎市、香美市	
北陸		新潟県	5	新潟県、新潟市、十日町市、南魚沼市、胎内市	九州	福岡県	4
	富山県	2	富山市、黒部市	佐賀県	-	-	
	石川県	5	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、津幡町	長崎県	-	-	
中部	岐阜県	2	岐阜県、瑞穂市	熊本県	4	熊本県、熊本市、荒尾市、山鹿市	
	静岡県	4	静岡県、静岡市、浜松市、富士市	大分県	2	<u>大分県</u> 、大分市	
	愛知県	5	愛知県、名古屋市、岡崎市、豊田市、田原市	宮崎県	-	-	
	三重県	2	<u>三重県</u> 、津市	鹿児島県	-	-	
				沖縄	沖縄県	-	-

Ⅲ. 政府の方針

「経済財政運営と改革の基本方針2018」 2018年6月15日閣議決定

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

4. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等 (PPP/PFIの推進)

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。

地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策を講ずる。特に、**上下水道**においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、**コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFIの導入**、ICT活用等を重点的に推進する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。

人口20万人以上の地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。公的不動産についてPPP/PFIの利活用拡大を通じてキャッシュフロー化、維持管理コストの削減等を図る。

第2 具体的施策

Ⅰ. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

3. PPP/PFI手法の導入加速

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》10年間(2013年度～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。

⇒ 2013年度～2016年度の事業規模

・PPP/PFI事業:約11.5兆円

・公共施設等運営権方式を活用したPFI事業:約5.6兆円

(2) 政策課題と施策の目標

「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)の従来からのコンセッション重点分野である空港、上水道、**下水道**、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設に加え、新たに重点分野とされた公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を強化する。

行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式について、その活用と普及を促進する。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ⅰ) コンセッション重点分野の取組強化等

・**下水道**・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。

・関係省庁は、優先交渉権者の選定を二段階で行う場合における第一段階の審査基準と審査の在り方、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法等について国内外の事例を基に調査、整理する。その結果と民間事業者の意見を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。

・関係省庁は、混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合の契約の妥当性、契約手続の合規性を担保するために必要な仕組みを整理し、関係地方公共団体に周知する。また、今後の各分野での先行案件の取組を踏まえて、標準仕様書、設計指針等について、運営権者の創意工夫が反映できるよう改定を行う。

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)

平成30年6月15日 民間資金等活用事業推進会議決定

2. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

- ・ 長期的な持続可能性が課題となっている**上下水道等生活関連分野にコンセッション事業を活用。**
- ・ コンセッション事業の前段階として**様々な収益事業の活用を進めることが効果的。**
- ・ 運営費等一部の費用しか回収できない場合でも、**混合型PPP/PFI事業として積極的に取り組む**中で、より収益性を高める工夫を重ねることで、公的負担の抑制効果を高め、コンセッション事業へと発展させていく視点が重要。
- ・ そのためには、**サービス購入型PFI事業や指定管理者制度等の多様なPPP/PFI事業**をファーストステップとして活用を促すことが効果的。
- ・ 単独では事業化が困難なものについても**「バンドリング」や「広域化」**等により、事業としての成立性を高めるなどの工夫を行うことが重要。

3. 推進のための施策

(1) 実効性のあるPPP/PFI導入検討・優先的検討の推進

【具体的取組】

- ⑦ **PPP/PFIの導入検討を一部要件化**した事業分野(公営住宅、**下水道**、都市公園)について、**着実に運用**を実施する。(平成29年度から)〈国土交通省〉
- ⑧ 下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。特に、公営企業会計の適用については、年内に新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の地方公共団体における取組を一層促進する。(平成30年度から)〈国土交通省、総務省〉

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)

平成30年6月15日 民間資金等活用事業推進会議決定

4. 集中取組方針

(2)重点分野と目標

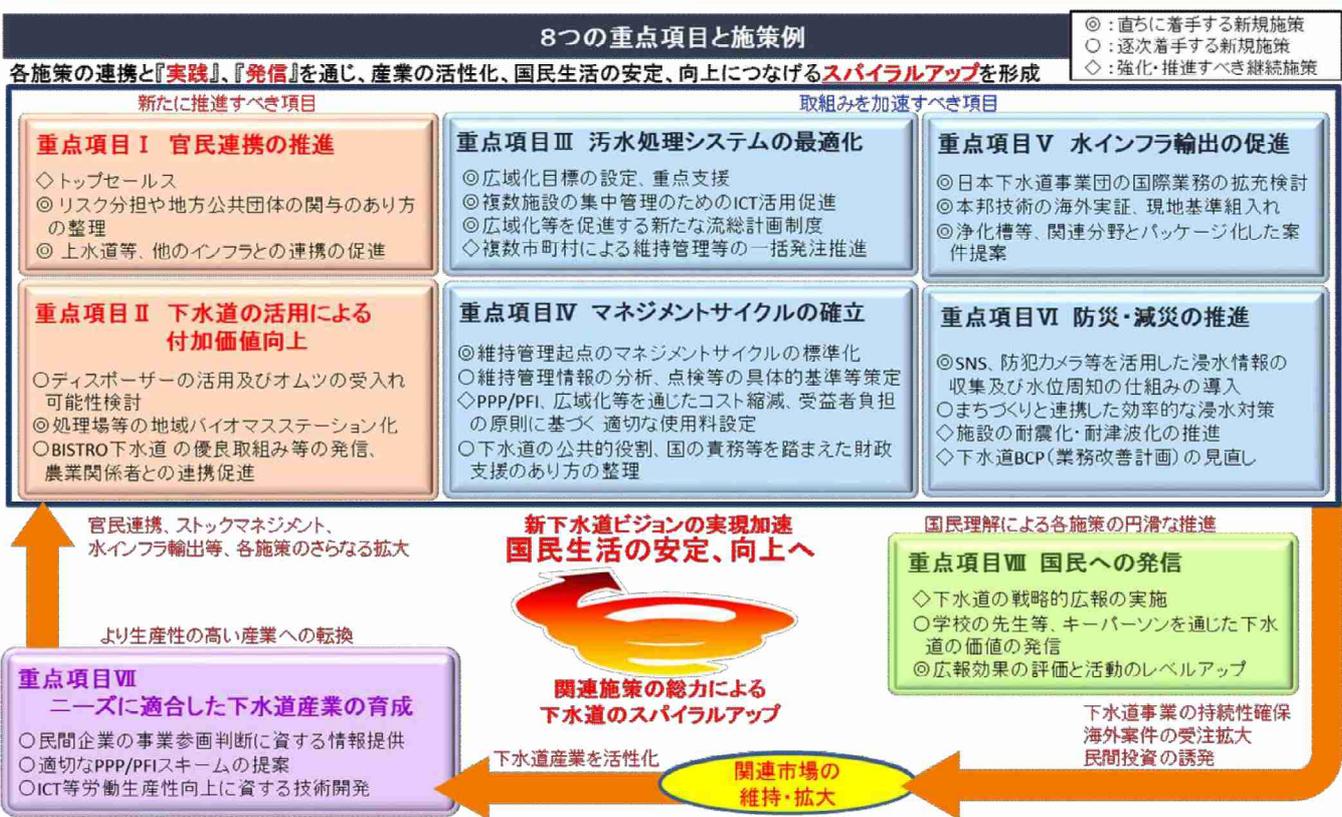
③下水道

平成26年度から平成29年度までの**集中強化期間中の数値目標**については、事業開始1件、実施方針策定1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の4件を合わせて**6件を達成**した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、**6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続ける**ものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を**平成31年度末まで**とする。〈国土交通省〉

- **下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進**するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見直しを見直すための推計モデル(「Model G」)の活用を促進する。また、**中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表**について国において引き続きフォローアップを行う。(平成30年度から)〈国土交通省〉
- 先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる**浜松市のコンセッション事業の着実な事業実施を支援**する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対して、技術的な助言等を実施し、**案件形成を支援**する。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。(平成28年度から)〈国土交通省〉
- 「**下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会**」や「**民間セクター分科会**」を通じて官民のリスク分担や課題の解決策について、検討を進めるとともに、コンセッション事業に取り組む地方公共団体の**検討の状況の「見える化」**を行う。(平成29年度から)〈国土交通省〉
- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に、**ブロック単位等の地方において、意見交換会等**を行い、国の職員等を派遣する。(平成29年度から)〈国土交通省〉
- 下水道分野において、コンセッション事業の更なる具体的な案件形成を行うため、**首長等へのトップセールス**を実施する。(平成29年度から)〈国土交通省〉
- これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。(平成28年度から)〈国土交通省〉

新下水道ビジョン加速戦略 (H29.8策定)概要

- | | |
|--|---|
| 背景
・新下水道ビジョン策定(H26.7)から3年が経過、人口減少等に伴う厳しい経営環境、施設の老朽化等は引き続き進行
・一方、官民連携や国際展開など、新たな動き | 趣旨
・新下水道ビジョンの実現加速のため、選択と集中により国が5年程度で実施すべき 8つの重点項目 及び 基本的な施策 をとりまとめ
・概ね3年後を目途に見直し、さらなるスパイラルアップを推進 |
|--|---|



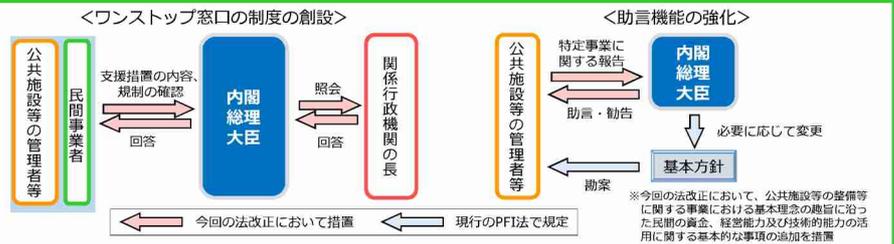
背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間(平成25年度から34年度まで)に21兆円の事業規模目標を掲げている(PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版))。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業(コンセッション事業)の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

(1) 公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。



(2) 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例

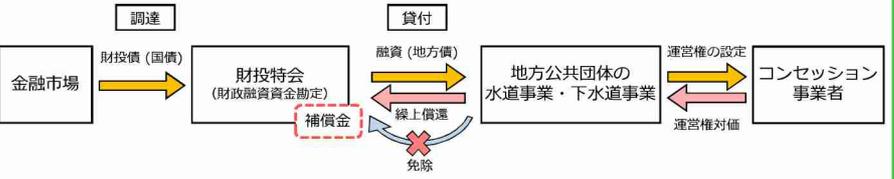
- ① 利用料金の設定の手続については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ② 公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

	コンセッション制度	指定管理者制度	コンセッション制度	指定管理者制度
利用料金の設定	届出	承認	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要	条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

※ 今回の法改正において、公共施設等の整備等に関する事業における基本理念の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項の追加措置

(3) 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭(補償金)を受領しないものとする。



目標

- 事業規模：平成25～34年度までの10年間で21兆円(コンセッション事業は7兆円)
- コンセッション事業件数：水道6件、下水道6件、文教施設3件、国際会議場施設等6件

上下水道コンセッション推進のための補償金免除繰上償還の概要

1. 趣旨

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)等に基づき、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進する観点から、PFI法を改正し、当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、時限措置として、特例的に補償金の免除を行うことで、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を支援する。

2. 支援対象事業

- 「先駆的取組」として、運営権者が
- ① 事業期間中の更新投資に責任を持ち、
 - ② 事業開始時に運営権対価(注1)を一括払い(注2)するコンセッションであって、
 - ③ 以下(イ)又は(ロ)のいずれか、及び(ハ)の要件を満たす上下水道事業
- (イ) 人口減少：「将来推計人口」が大きく減少(団体区分別で全国平均以上減少、又は全団体区分合計の全国平均以上減少)する地方公共団体の地方公営企業が行う事業
- (ロ) 厳しい経営環境：「企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率(管渠老朽化率)」のいずれかが類似団体平均以上の事業
- (ハ) 自助努力：「料金回収率(経費回収率)」(注3)が類似団体平均以上(注4)の事業

(注1) 運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。
 (注2) 一括払いには、ハイブリット型の運営権対価の一回目の支払い(一括一時金と残額分割払いを組み合わせた支払方法をいう。)を含む。以下同じ。
 (注3) 流域下水道事業については、「営業収益÷汚水処理費(公費負担分除く)×100」により算出。
 (注4) 応募申請時点では類似団体平均未満だが、応募申請後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記(ロ)について企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要。

3. 支援対象期間

- 平成30年度から平成33年度までの4年間の時限措置とし、当該期間内に実施方針条例を制定(議会で議決)。
 - 平成30年度から平成35年度までの間に実施された繰上償還。
- (注) 平成29年度において既に条例を定めている場合は、平成30年度から平成32年度までの間に事業を開始した場合も対象。
- 早期の案件形成促進の観点から、平成31年度までに実施方針条例を制定した場合は対象債権の全額、平成32年度及び平成33年度に実施方針条例を制定した場合は対象債権の2分の1を上限として、繰上償還を認める。

4. 支援対象債権

- 支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資(旧資金運用部)資金(注)が引き受けているもの。
- (注) 地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公社)資金についても、同様の支援を講ずるよう政府から要請。
- 一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。
- 区域や施設を限定してコンセッションを導入する場合には、当該コンセッションの事業範囲に係る債権に限定して支援。

5. 貸付の停止

- 支援対象事業の範囲について、繰上償還を実施した年度の翌年度から3年間、財政融資資金の新規貸付停止。

6. 経営改善計画の策定

- 地方公共団体は、運営権者を公募し、公募プロセスにおいて複数社から経営改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定した民間事業者(運営権者)の提案を踏まえて5年間の経営改善計画を策定。キャッシュフロー改善目標(営業損益+減価償却費)について、コンセッション導入前の実績値よりコンセッション導入5年後の計画値が改善されている場合は内閣府等が計画承認。

7. 経営改善計画の執行状況のフォローアップ

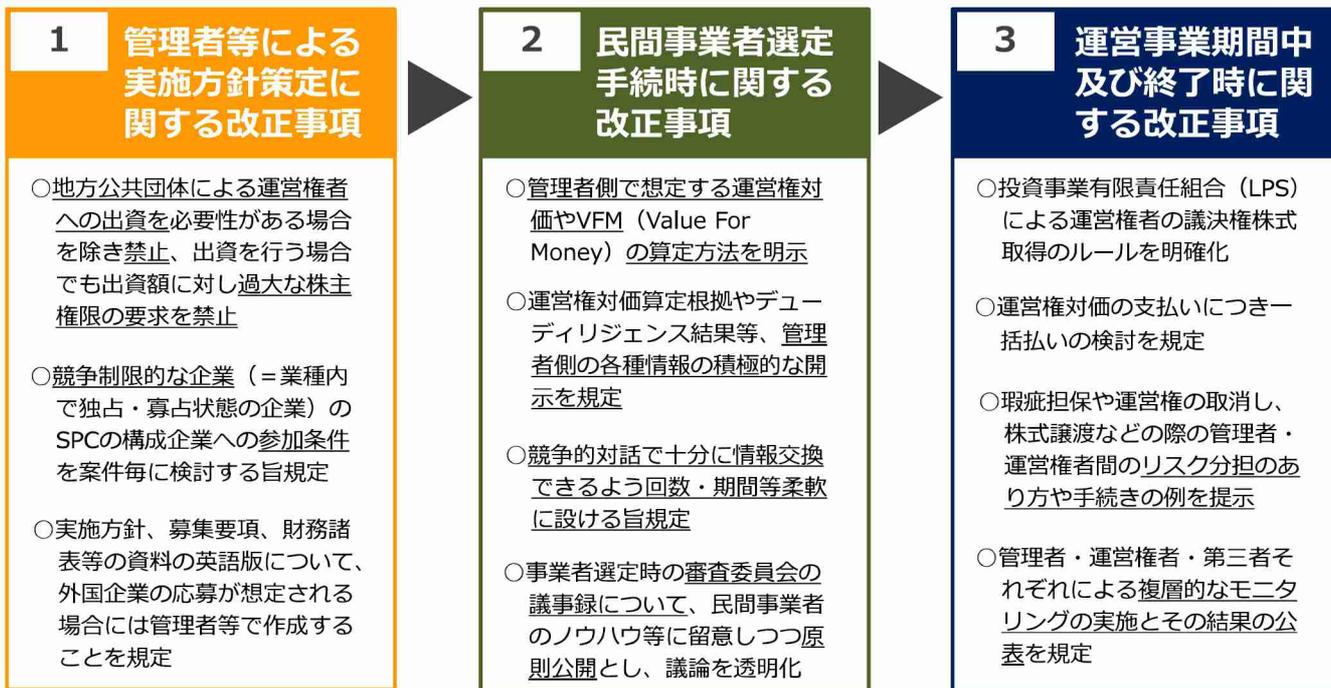
- 内閣府等は、計画期間中、毎年度、計画の執行状況を確認する。
- 計画期間途中で目標未達成が見込まれる場合、内閣府等は地方公共団体に対し、必要な指示等を行う。また、地方公共団体は運営権者に対し、状況に応じて、PFI法第29条に基づく指示等を行う。
- それでも計画が誠実に実施されていない場合、財政融資資金の貸付制限を行う場合がある。
- 計画最終年度に目標の未達成が確定した場合、財政融資資金の貸付制限を行う場合がある。

8. 財源

- 財投特会の財務状況等を踏まえ、補償金免除に要する額について、地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用。

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(平成30年3月28日改正)

- ・内閣府では、PFI事業のうち、公共施設等運営権（コンセッション）方式で実施する場合の指針を策定。
- ・「未来投資戦略2017」等において、平成29年度中に公共施設等運営権方式の改善等を図るとされたことを踏まえ、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」について、管理者等による実施方針の策定から民間事業者選定、実際の事業実施までの各段階において所要の改正を以下のとおり実施。



☆各種ガイドラインはこちら→ <http://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/guideline.html>

平成31年度予算の編成等に関する建議(平成30年11月20日 財政制度等審議会)

民間資金の活用③ ～上下水道事業の経営効率化～

資料Ⅱ-4-13

- 下水道事業については、平成30年度より、国の財政支援について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、広域化・共同化、PFI導入やICT活用等による経営効率化に着手につながるよう、実効性のある取組を進めるべき。
- 特に、経営の効率化が急務な小規模地方公共団体の広域化等の取組が進むよう、下水道についても、人口3万人未満の地方公共団体も含め、公営企業会計の適用を一層促進すべき。

<経営効率化の促進(広域化・共同化に関する計画策定等の要件化)>

- 平成30年度予算より、以下の取組を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付要件として追加。
 - 平成34年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化に関する計画(施設・処理区の統合、維持管理業務の共同化、下水汚泥の共同処理、IC1活用による集中管理等)を策定すること。
このため、各都道府県及び市町村は連携し、平成30年度に策定の検討に着手すること。
 - 公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体(人口3万人未満の団体を含む)は、平成30年度に適用の検討に着手すること。
また、人口3万人以上の団体は、平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体はできるだけ限り適用すること。

【公営企業会計の適用について(上下水道)】

上水道 (計画給水人口5,001人以上)	下水道 (主として市街地[公共下水道])
当然適用 【地方公営企業法第2条第1項第1号】	任意適用 【地方公営企業法第2条第3項】 (人口3万人以上) 適用済: 39.3%、取組中: 58.0% 検討中: 1.3% 検討未着手: 1.3% (人口3万人未満) 適用済: 8.1%、取組中: 16.7% 検討中: 31.6%、 検討未着手: 43.6%

出典:総務省「公営企業会計適用の取組状況(平成29年8月22日)」
(注)下水道事業について、総務省は、人口3万人以上の団体については平成32年度までに公営企業会計に移行すること、人口3万人未満の団体についてはできるだけ限り移行することを要請している(平成27年1月27日「公営企業会計の適用の推進について」)。

【下水道事業*1におけるコンセッションの進捗状況】

時点	進行中							未実施 未着手
	事業開始	事業者公募	実施方針策定	条例案の提出・公表	マーケットサウンディング	デューデリジェンス	導入可能性調査	
平成29年4月	-	1件 (浜松市)	-	2件 (奈良市、三浦市*)	2件 (須崎市、宇部市)	-	6件 (宮城県、村田町ほか)	41都道府県 1,418市町村
平成30年4月	1件 (浜松市)	-	1件 (須崎市)	2件 (奈良市、三浦市*)	1件 (宇部市)	1件 (村田町)	5件 (宮城県ほか)	11都道府県 1,418市町村

*1 下水道事業を実施している都道府県及び市町村数(1126.331時点)を記載。
*2 コンセッション事業の導入検討のための審議会設置に関する条例は策定済。

公営企業改革①(全事業)

資料Ⅱ-2-10

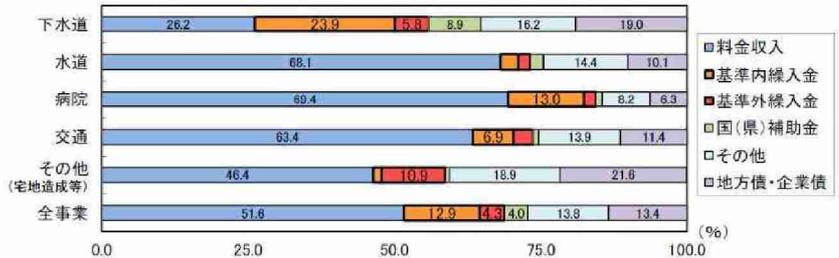
- 地方公営企業は、経営に伴う収入(料金)で経費を賄う独立採算制が原則。しかし、繰出基準を満たす一定の経費については、地方公共団体の一般会計等が負担することとされており、地方財政計画において「公営企業繰入金」として計上。このほかに、基準に基づかない繰入金(基準外繰入金)が、収支の赤字補填等のために公営企業会計に繰り入れられており、その額は0.7兆円に上る。
- 広域連携やPPP/PFI等による事業の効率化に加え、民営化や事業の廃止等を含む抜本的な改革を進め、赤字補填など必要性が認められない基準外繰入金については廃止していくべきではないか。

他会計繰入金の規模(28年度決算)

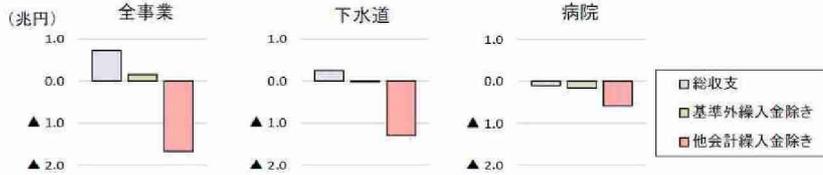
	他会計繰入金		
		うち基準内繰入金	うち基準外繰入金
下水道	1.8	1.4	0.3
水道	0.2	0.1	0.1
病院	0.7	0.6	0.1
交通	0.1	0.1	0.0
その他(宅地造成等)	0.2	0.0	0.2
全事業	3.0	2.2	0.7

(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」
(注)繰入金とは、公営企業側からみた場合の繰入金。

地方公営企業の総収入の内訳(28年度決算)



地方公営企業の総収支(28年度決算)



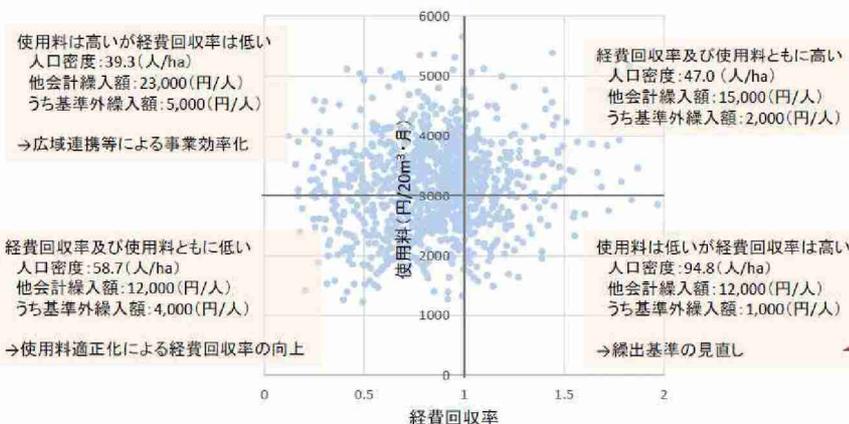
(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算の概況」
(注1)総収入は、総収益及び資本的収入の合計。
(注2)総収支は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支。

公営企業改革②(下水道)

資料Ⅱ-2-11

- 下水道財政の大原則は、「雨水公費・汚水私費の原則」(注)。しかしながら、昨年秋の財審(社会資本整備)においても指摘したとおり、分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担など、原則とは異なる繰出が繰出基準において認められている。こうした繰出により、人口密度の高い団体において、使用料が低いにもかかわらず経費回収率が高くなっており、この公費負担の必要性は低いことから、繰出基準の見直しを行うべきではないか。
- (注)総務省「今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書」(平成18年3月)。なお、EU指令においては、「加盟国は、(中略)特に汚染者負担の原則に従って、水サービスに係る費用回収原則を考慮しなければならない」と規定。
- また、経費回収率が低いにもかかわらず使用料も低い団体が多数あり、上記原則を踏まえた使用料の適正化が図られるよう改革を行うべきではないか。

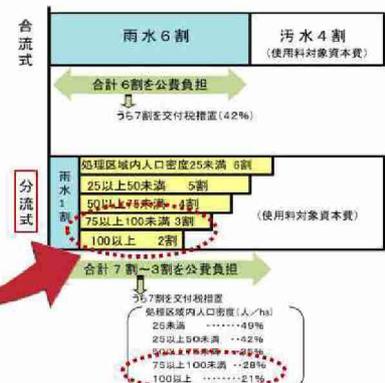
経費回収率と使用料の関係



(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」

(注)公共下水道(狭義)の実質的な使用料平均(料金収入/年間有収水量に20m³を乗じたもの)及び経費回収率(料金収入/汚水処理費)。経費回収率とは、汚水処理費のうち、繰出基準に基づき他会計が負担すべきとされる経費を除くもの、即ち、使用料により回収すべき経費を、使用料で賄えている割合。なお、使用料については、総務省公営企業課長等通知(平成26年8月29日)において、下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意することとされている。人口密度、他会計繰入額、基準外繰入額は、それぞれの象限における平均。

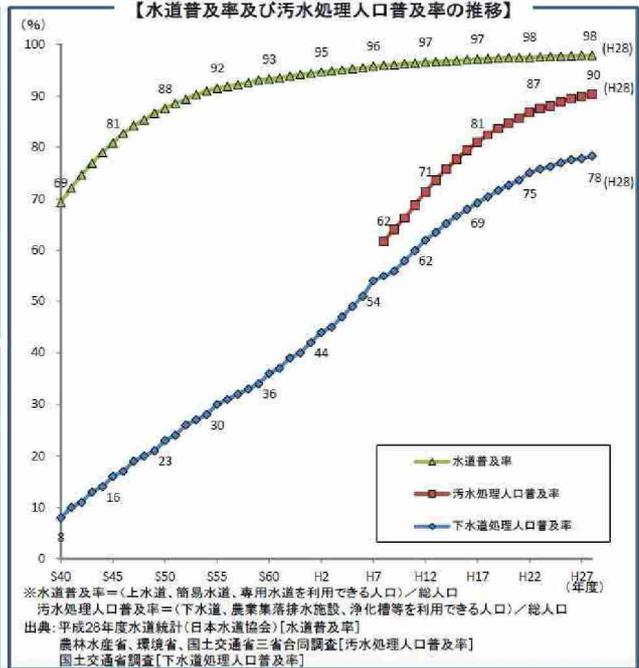
汚水処理施設の建設改良に係る地方財政措置



生活関連社会資本の整備状況

資料Ⅱ-4-12

- 住宅については、これまで居住の安定確保の観点から公営住宅等を整備してきたが、住宅数が世帯数以上に増加し、今後は、平成32年頃以降の世帯数の減少を見据え、空き家対策に重点を移していく必要。
- 水道施設は既に概成。污水处理施設は、普及率が90%を超え、今後10年程度で概成の見通し。未普及の解消に当たっては、地域の将来人口を客観的に見据え、浄化槽をはじめ最も効率的かつ持続可能な手法で実施すべき。また、人口減少や老朽化に伴う更新投資等を見据え、広域化・共同化、民間活用、ICT活用等の推進により、水道及び污水处理施設の運営効率化を徹底していく必要。



4. 社会資本整備

(1) 社会資本の整備水準と今後の課題

⑥ 生活関連社会資本

水道施設の整備の進展により、水道普及率は既に98%に達している。污水处理施設も、普及率が90%を超え、今後10年程度で概成する見通しとなっている。污水处理施設の未普及解消に当たっては、地域の将来人口を客観的に見据え、浄化槽をはじめ最も効率的かつ持続可能な手法で実施すべきである。また、人口減少や老朽化に伴う更新投資等を見据え、広域化・共同化、民間活用、ICT活用等の推進により、水道及び污水处理施設の運営効率化を徹底していく必要がある。〔資料Ⅱ-4-12参照〕

(2) 改革工程における課題と対応

③ 民間活用による効率化の推進

口) 下水道

下水道事業については、平成30年度より、国の財政支援について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手が要件化されたところであり、広域化・共同化、PFI導入やICT活用等による経営効率化に着実につながるよう、ボトルネックを検証しつつ、実効性のある取組を進めるべきである。特に、経営の効率化が急務な小規模地方公共団体の広域化等の取組が進むよう、下水道についても、人口3万人未満の地方公共団体も含め、公営企業会計の適用を一層促進すべきである。また、PFIの担い手として、地場の企業の技術やノウハウを高めていくことも重要である。

【要件化の内容】

1. 20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における概算工事費10億円以上の改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について検討を了している又は今後の検討スケジュールを明確にしていることを交付要件化。
2. 全ての地方公共団体において、下水処理場における概算工事費10億円以上の改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合に係る検討を了していることを交付要件化。
3. 20万人以上の地方公共団体において、概算工事費10億円以上の汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則としてPPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。)を活用することを交付要件化。
4. 全ての地方公共団体において、平成30年度末までに、「広域化・共同化計画」の策定に向けた検討に着手していることを交付要件化。
また、平成34年度末までに、「広域化・共同化計画」を策定することを交付要件化。
5. 全ての地方公共団体において、平成30年度末までに、公営企業会計の適用に関し検討に着手していることを交付要件化。
また、平成32年度末までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計を適用すること、人口3万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用することを交付要件化。

(注)人口3万人以上の団体は、平成32年度までの適用、人口3万人未満の団体は、できる限り適用することを総務省が要請済(平成27年1月)